

施策の推進の方向

| 番号 | 項目 | 意見等 | 数 | 府の考え方 |
|----|-------|--|----|--|
| 48 | 3-(4) | 動物に何らかの虐待等の災害が起きた場合、緊急に避難などを行わなければならない時は警察と連携するとともに、ボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり動物の一時避難等を行う。そのため、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図ること。 | 48 | P12に記述しているとおり、関係機関等との連携・協働は重要なものと考えております。なお、警察機関とは事案に応じて必要な連携を図っていききたいと考えています。 |
| 49 | 3-(4) | 愛護センターで動物を引取る場合は、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の検査、血液検査、検便検査を行い、感染症や寄生虫等で愛護センター内での感染を未然に防ぐことを義務付ける。これらに係る費用は引取り時に説明し、飼い主等の動物を愛護センターに持ち込み時に検査費用の請求をする。治療が必要とする場合も治療費の負担を請求する。センターに動物を持ち込み時に、飼い主等が事前に獣医師からそれらの要項を記載した診断書を持参した場合はこの限りではない。そして、掲示の欄にそれらの要項をすべて記載する。 (動物を飼育する際、愛護センター等への引渡しの際は必ず登録し、同じ人間による何度にも渡る購入や無責任な引渡しをなくすため、飼育経歴をデータ化し管理を強化することで動物の命の軽視を改めるよう努めること。また、無責任な飼育、引渡しを問うことが出来ないため、引取り回収車等の愛護センター外での引取りを確実になくすこと。) | 58 | ご指摘の意見につきましては、施策の実施に係る上での検討するものであり、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。 |
| 50 | 3-(4) | センターでの引取り動物に関する記録と路上死体動物に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類だけでなく、収容時の状況、死体の写真、動物の状態や(可能な限り)詳細な特徴をファイリングし、全国的なネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにすること。また、その記録を最低一年は保存することを希望。 (犬猫以外の動物も保護主が探しやすいようなシステムにすること) | 58 | 収容動物に関しましては、多くの犬やねこに生存の機会を与えるため、返還・譲渡の推進を図っていききたいと考えています。 |
| 51 | 3-(4) | 犬登録時にマイクロチップの装着を義務付ける | 1 | 義務化につきましては、動物愛護管理法、あるいは大阪府、大阪市及び堺市の動物の愛護及び管理に関する条例(以下、「条例」という。)等、法令の規定が必要な措置となります。 なお、ご指摘の趣旨である所有者明示措置の推進は必要ですので、すでに本計画素案(P14「犬の鑑札及びねこの迷子札の装着等所有者明示措置の推進」)に盛り込まれているものと考えています。 |
| 52 | 3-(4) | 犬、猫などの飼育においては、マイクロチップの装着を義務化することにより飼い主を限定し、またすべての保健所、獣医院、警察において読取機械を設置すること。 | 1 | |
| 53 | 3-(4) | 北欧で義務化されているICチップの導入 | 1 | |
| 54 | 3-(4) | 全ての飼い犬、猫にはマイクロチップの装着を義務化する。 | 2 | |
| 55 | 3-(4) | 個体識別のためマイクロチップの装着を法律で義務化してほしい。 | 1 | |
| 56 | 3-(4) | 動物を飼養する場合はマイクロチップを挿入することを義務とし、違反した場合の罰則を設ける。また、動物取扱業者が動物を販売する場合、動物取扱業者がマイクロチップを挿入することを義務とし、違反した場合の罰則を設ける。この施策に移行期間を設け、10年以内を目途にマイクロチップの装着率100%を目標とすること。 | 1 | |
| 57 | 3-(4) | 【提案】 マイクロチップ この言葉も一度も使われていない。古い鑑札という言葉はありましたが・・・これもご存知ないのでしょうか？他の自治体ではマイクロチップの埋め込みに対して助成金も出している自治体もある。 | 6 | |
| 58 | 3-(4) | 所有者不明の野良猫の引取り数を減らす施策強化を望む。 公的愛護団体との連携で地域猫の保護、野良犬の保護し、現実的に外飼いの猫を抑制することは難しく、率先して保護後の避妊去勢手術が望まれる。 | 1 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案(P16「大阪府版所有者のいないねこの適正管理検討事業[仮称]」)として検討していく旨が盛り込まれているものと考えています。 |
| 59 | 3-(4) | 多頭飼育の定義をし、ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、崩壊など起きないように適切な監督、助言、規制をする。 | 2 | 特に多頭飼育事業者等を重点的に立入検査を行うことにより、動物の適正な飼養の推進を図っていききたいと考えています。 |
| 60 | 3-(4) | 多頭飼育の定義をし、ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、崩壊など起きないように適切な監督、助言、規制をする。また、行政より認められたボランティアは集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護することを許可すること。 | 3 | 同上。 なお、後段のご指摘に関しましては、集合住宅(地域)内の問題であり、行政が介入するものではないものと考えています。 |
| 61 | 3-(4) | ポスター、看板、広報、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット等あらゆるメディアを使って、前年度の殺処分数と譲渡数、譲渡率を公開すること。 | 5 | 可能な限り、ホームページ等での情報提供を考えています。 |
| 62 | 3-(4) | 動物へ虐待をした者にはもっと重い刑罰を与える。 | 1 | 動物愛護管理法上、愛護動物の虐待は罰則の対象となります。 なお、刑罰規定の変更につきましては、動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。 |
| 63 | 3-(4) | <適正飼養啓発の強化> しつけ教室やふれあい教室などを通じて、飼い主に対して動物の生態や正しい飼い方について、知識や技術の提供等に努める。 ・それだけでは時間がなくてしつけ教室に行けない人への提供にならない。動物の生態においては犬は暑い地面を歩いても平気だと思っている人がいるように甚だ勘違いされていることが多いので、動物がストレスを極力受けにくい様な飼い方(結局これが迷惑行為防止にもなると思う。)と間違っただしつけ方法により鳴く犬となってしまうことも多い。その鳴き声がトラブルのもとにならないよう犬の習性に沿ったしつけ方などのパンフレットを作り、学校やペットショップ、市役所、図書館などに置く。または動物愛護推進員がサイトを作り正しいしつけ方を載せる。市の回報などに載せる。 | 2 | ご指摘の趣旨である適正飼養の啓発は重要ですので、すでに本計画素案の具体的施策の取組み「(3)動物の愛護及び管理の普及啓発」、「(4)動物の適正な飼養の推進」として盛り込まれているものと考えています。 |
| 64 | 3-(4) | 周辺への迷惑防止と飼養動物に対する愛護の観点から、多頭飼育事例の把握に努め、譲渡等による飼養数の削減や不妊去勢措置などについての指導を徹底する。 | 1 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案(P16「取組むべき施策」生活環境保全の観点から動物による迷惑問題等の対策を推進)に盛り込まれているものと考えています。 |

| 番号 | 項目 | 意見等 | 数 | 府の考え方 |
|----|-------|---|---|---|
| 65 | 3-(4) | <動物遺棄防止の啓発推進> 遺棄行為の背景には、飼い主の飼養能力を超えて繰り返される繁殖行為の存在がある。これを社会的認識として合意形成することで、「捨てにくい」から「増やしやすい」にシフトした環境づくりに努める。ペットを捨てることが犯罪であることの認知度がまだまだ低いことから、その周知の強化を行う。 | 1 | ご指摘の趣旨を踏まえて修正いたします。 (4)動物の適正な飼養の推進 取組むべき施策 二番目の に下記を追加 〔動物の遺棄・虐待防止の啓発〕 |
| 66 | 3-(4) | 「虐待防止」の施策を盛り込み、警察との連携、市民の目撃の際の通報義務を明記してください。 | 1 | (4)動物の適正な飼養の推進 取組むべき施策 二番目の に下記を追加 〔動物の遺棄・虐待防止の啓発〕 に追加修正いたします。 なお、義務化に関しましては法令の規定が必要な措置であるため、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 |
| 67 | 3-(4) | 子猫等の収容依頼が特に多い地域について、自治会等との連携により、不妊去勢措置の重要性や終生飼養の徹底等の啓発活動を集中的に実施します。 飼い主の理解を深めるため、不妊去勢措置のメリットについて専門家（獣医師）による情報発信を積極的に進めます。 | 1 | 避妊去勢措置の促進、終生飼養の徹底等の適正飼養の推進を図ることは必要であり、ご指摘の趣旨は本計画案に盛り込まれているものと考えています。 |
| 68 | 3-(4) | 犬猫の引取りは有料化するし、無責任な飼い方をしている住民の摘発に努める。 | 1 | 動物の引取りは、条例で手数料の徴収を定めています。また、適正飼養に関しましては、その推進を図っていききたいと考えています。 |
| 69 | 3-(4) | ペット登録制（の導入） | 2 | 法令の規定が必要な措置となり、本計画案に盛り込むものでないと考えています。 |
| 70 | 3-(4) | 個人向けに、犬猫等のペットを飼うための「免許」を創設し、動物取扱業者、保護団体、個人が、免許を持たない者へ、犬猫等のペットを販売したり譲渡したりする事を禁止してほしい | 1 | 同上。 |
| 71 | 3-(4) | 「動物愛護管理法」違反に対する施策の取組み方針の具体的記述を、 ・動物愛護管理法の違反行為と罰則について周知を徹底します ・遺棄、虐待の防止 動物の遺棄虐待は動物愛護管理法違反であることを府民に周知し、府民が通報しやすい「動物100番」の窓口を設置します。 動物遺棄が多い場所に注意看板を設置したり、虐待を疑う事例が発生した場合には、警察へ速やかに通報し、捜査を行い、地域と連携して事件の速やかな解決を図るとともに禁止行為の周知徹底を図る。また、獣医師と連携し、動物の診療において犬の鑑札の未装着などを含め管理者責任が不適切と認められる場合は、飼い主に対し注意を促し、悪質な場合は行政に通告する、虐待と認知された場合は警察に通報するよう協力依頼する。 | 1 | ご指摘の趣旨を踏まえて修正いたします。 (4)動物の適正な飼養の推進 取組むべき施策 二番目の に下記を追加 〔動物の遺棄・虐待防止の啓発〕 なお、後段のご意見につきましては、今後の施策を推進する際の参考とさせていただきます。 |
| 72 | 3-(4) | 動物愛護管理法違反の具体的資料の掲載と法違反に対する府の取組み方法の記載をすること。 ・法の違反行為と罰則について周知徹底を ・動物（特にねこ）が遺棄される場所への看板設置 ・違反、違反と思われる行為を発見した府民の通報、相談窓口の設置 ・警察と連携して捜査を行える環境整備 | 1 | 適正飼養の推進、遺棄・虐待の防止の啓発（P14 取組むべき施策「動物の遺棄・虐待防止の啓発」を追加）を図っていききたいと考えています。 |
| 73 | 3-(4) | P14 取組むべき施策 に「・・今後、ねこの自然繁殖等を防止していく措置を講じることが重要である。」とあるが、 具体的に、1 適切に餌を与え、食べこぼしやえさ場の清掃を行う 2 決められた場所にトイレを設置し、糞尿の始末をする 3 不妊去勢手術を行い、これ以上増やさないようにすることによって結果的に「飼い主のいない猫」を減少させる。 この3点を「地域猫」の定義として明記する。 | 1 | ご指摘の趣旨は、今後、P16「所有者のいないねこ対策」の施策を実施するに際して参考とさせていただきます。 |
| 74 | 3-(4) | P14 取組むべき施策「引取り数を減らすために」に関して ・殺処分の方法を個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行する。持ち込んだ飼い主に立ち会わせる。 ・持ち込んだ飼い主が自己繁殖を繰り返している場合、また不妊処置を講じていない場合、強制的に措置させる。費用の工面ができない人には行政が援助したり獣医師が協力する体制を作る。 ・譲渡する場合は、不妊手術を義務付ける。 ・動物を捨てることは犯罪であることを広くアピールする。 ・愛護センターでは殺処分0を目標にする。 | 1 | ご指摘の趣旨は、今後、施策を実施するに際して参考とさせていただきます。 殺処分数を減らすためには、まずは引取り数を減少させることが必要と考えております。 |
| 75 | 3-(4) | 愛護センター等、行政が動物を引取る場合、飼い主不明の場合を除き、全て有料制にすること。また、愛玩動物を行政に持ち込んだ飼い主のリストを作成、行政で管理し、飼育放棄を行った飼い主は二度と動物を飼えないような制度を策定すること。 | 1 | 動物の引取りに関しましては、既に条例で手数料を定めています。後段のご指摘に関しましては、動物の飼養の制限については、法令の規定が必要な措置となり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 |
| 76 | 3-(4) | ・IC（マイクロ）チップの推進 チップには個人情報保護も考慮して暗号化して記載する。読み取りは各市町村や保健所及び動物病院で可能にする。 ・アニマルポリスの推進 欧米諸国のようなアニマルポリスが地域の屋内まで入ることが許されて、動物虐待の通報があれば調査できるようにしないと動物愛護法は意味をなさない。 ・避妊去勢手術の推進 CM 宣伝活動で正しい情報を広めて、また全国の各市町村から避妊去勢の補助金を出してください。 | 1 | ・ご指摘のマイクロチップにつきましては、所有者明示措置の類型ですので、ご指摘の趣旨は、すでに本計画案（P14 取組むべき施策「犬の鑑札及びねこの迷子札の装着等所有者明示措置の推進」）に盛り込まれているものと考えています。 ・家屋内への立ち入りのような公権力の行使については、法令の規定を要するものであり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 ・適正飼養の推進、避妊去勢措置の促進を図っていききたいと考えています。 |

| 番号 | 項目 | 意見等 | 数 | 府の考え方 |
|----|-----------|--|----|---|
| 77 | 3- (4) | P14 取組むべき施策 に以下を追加 遺棄虐待を防止するため、動物の遺棄・虐待は『動物愛護管理法違反』の犯罪であることを府民に周知させ、動物の遺棄・虐待をみかけたときには通報しやすい窓口を設置する。 獣医師における動物の診療において、不適切な飼養が認められる場合は、飼い主に対し注意を促し、また悪質な場合は行政に通告、虐待と認知された場合は警察に通報するよう協力を依頼する。 捨てねこが多い場所に注意看板を設置し、虐待を疑う事例が発生した場合には警察へ速やかに通報し、捜査を行い、地域と連携して事件の速やかな解決を図るとともに禁止行為の周知徹底を図ることとする。 以下は『』内を追加 引取り数においては、・・・自然繁殖を防止し、『飼い猫においても不妊手術を積極的に助成して』行く措置を講じる。「ことが重要である」は不要と思う。 | 1 | ご指摘の趣旨を踏まえて修正いたします。 (4)動物の適正な飼養の推進 取組むべき施策 二番目の に下記を追加 〔動物の遺棄・虐待防止の啓発〕 |
| 78 | 3- (4) | 身勝手な遺棄や命をもてあそばすような飼育の仕方、虐待することは許されることではなく、犯罪として罰せられるということを一人一人が常識的に認識できるように徹底した啓発を願う。 | 1 | |
| 79 | 3- (4) | 容易に動物を飼えない制度の創設 無責任な飼い主に対する対策として、ペットを飼う前に本当に終生面倒を見ることができるのか、安易な気持ちでないか等の審査を願う。飼う人も市や区に登録制、ペットショップやブリーダー側では、行政の審査を受けた証明書が必要など。 | 1 | 国民（府民）の権利義務に関することについては、法令の規定が必要な措置となり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 |
| 80 | 3- (4) | 保健所等に殺処分を目的に動物を持ち込んできた者に対しては、二度と動物を飼っては行けないようにする。この行為は動物虐待にあたるとして処罰を与える。その後、同じ人が動物を飼おうとしたら登録の段階でチェックできるようデータを保管する。 | 1 | |
| 81 | 3- (4) | P14 取組むべき施策 [所有者のいないねこの適正管理]として、 「TNR 活動（所有者のいないねこに去勢避妊等を施すこと）や地域猫活動の推進」を追加すべき | 1 | ご指摘の趣旨は、P16(6)動物による危害や迷惑問題の防止 取組むべき施策「所有者のいないねこ対策」の実施に際して参考とさせていただきます。 |
| 82 | 3- (4) | [みだりな繁殖を防止するための避妊去勢措置の促進]に対しては、不妊去勢手術の助成は必須である。まず、メリットを示し、同時に必要性を訴える。特に猫に関しては生体への知識がなさが繁殖を後押ししている。飼い主だけでなく一般の人も知識を持つような教育が必要と思う。 [犬の登録率・予防接種率向上]は獣医師の協力を求めるべき。鑑札迷子札の装着とも関連するが、簡単に装着できる鑑札へのデザイン変更を早期に実施すること。 また、管理に関しては自治会といった単位で飼育内容を把握してはどうか。 | 1 | ご指摘の趣旨は、今後、施策を実施するに際しての参考とさせていただきます。 |
| 83 | 3- (4) | 遺伝病についての周知について 引取りや処分の頭数を削減するためには動物の疾病を予防することも大切であるかと思う。むやみな繁殖を制限するとともに、遺伝病に関する周知も何らかの方法（例：リーフレットを公共機関に置く、説明会を開く）で常時行ってください。 | 2 | P17 に記述しているとおり、動物取扱業者への知識習得を支援することで動物の購入者への啓発を推進していきたいと考えています。 |
| 84 | 3- (4) | 家庭のペットとして飼養されている犬ねこの去勢避妊の徹底 迷子札・マイクロチップ・鑑札の装着の徹底 犬は放し飼いせず、しつけをする等の基本的な正しい飼い方を徹底するよう指導する。 | 1 | ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案（P13-14(4)動物の適正な飼養の推進）に盛り込まれているものと考えています。 |
| 85 | 3- (4) | 多頭不良飼養を制限するため、不妊去勢手術の法的な義務付けをして欲しい。 | 1 | 義務化につきましては、法令の規定や条例の改正が必要な措置となり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 |
| 86 | 3- (4) | 大阪府及び大阪市の条例で、犬繁殖防止のために飼い犬猫の避妊と去勢を義務づけること。 | 1 | |
| 87 | 3- (4) | 愛護センター等の行政の引き取り時にはすべて有料制にすること。また、動物取扱業者からの引取りは、一般市民の引取りの金額よりも多額に設定する事。万が一飼養動物が重度の病にかかっていた場合でも、病院による安楽死が適正な処置であることを説明し、愛護センター等に持ち込んだ場合の処分方法を説明する。動物の引取りの際には、持込者の身元を確認できるものの提示を2種類以上必要とし、コピーを保管して、再三にわたる持込を防ぐ。持ち込んだ飼い主のその後の追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認、飼育指導を行う。飼い主からの引取り理由において、咬傷事故による場合はしつけ教室などの受講を勧めた上で、尚、引取りを要望した場合は、「動物愛護管理法第44条3」において50万円以下の罰金を科す。これに伴い、法改正が必要であると考え。 | 1 | 動物の引取りに関しましては、条例で手数料を定めています。引取りの制限や罰則については、ご指摘のとおり、法令の規定が必要な措置となり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 |
| 88 | 3- (4) | 最近、違法な動物を飼育したり、放置したり、放し飼いする飼い主が多いと思う。「動物愛護の基本」は飼い主一人一人がマナーを守り、決められたルールを遵守して飼育することが動物愛護につながる。そのためにも、違反者への罰則制度の強化、お互いの協力呼びかけが必要と考える。 | 1 | ご指摘の適正飼養に関しましては、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。なお、罰則の強化につきましては、動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。 |
| 89 | 3- (4) | 取組むべき施策に、「高齢者のみの住宅における病気死亡等により飼養が困難になった場合の対応や未然の防止策を、動物愛護団体、推進委員、動物保護センターと協力して構築する。」を追加すべき | 22 | ご指摘につきましては、個々飼養者における具体の事例において対応するものであり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 |